

令和7年度  
伊勢崎市移住者支援空き家改修補助  
事業(申請)のご案内



伊勢崎市では、市外からの移住・定住の促進及び空き家の活用による地域活性化を図るため、市内の空き家を改修し、移住する所有者等に対して予算の範囲内で改修工事費用の一部を補助します。

伊 勢 崎 市

# 伊勢崎市移住者支援空き家改修補助事業

## 1 補助の対象となる方

市区町村税等の滞納がない者で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 次のいずれかに該当する人であること
    - ア 申請日前、おおむね1年（1年2ヵ月）以内に移住を目的として伊勢崎市内の共同住宅又は長屋へ転入した人で、転入日から起算して過去1年以上伊勢崎市外に居住していた人
    - イ 申請日後、申請日の属する年度内に伊勢崎市に転入する人で、申請日時点で1年以上伊勢崎市外に居住している人
  - (2) 次のいずれかに該当する人であること
    - ア 空き家を所有している人
    - イ 実績報告書を提出する日までに所有権移転登記を行い、空き家を取得する予定の人
  - (3) 補助金の交付を申請する年度内に空き家に居住を開始し、実績報告の日から10年以上定住する意思があること
  - (4) 伊勢崎市暴力団排除条例（平成24年伊勢崎市条例第32号）に規定する暴力団員等ではないこと
- ※補助対象者が外国人の場合は、法令に基づき日本国に永住権を有すること

## 2 補助の対象となる空き家

伊勢崎市内にある空き家で、次のいずれにも該当するもの

- (1) 自己の居住の用に供する建築物（併用住宅及び長屋を含む）であること
- (2) 申請日時点で、おおむね1年（10ヵ月）以上居住されていないこと
- (3) 併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延床面積の2分の1以上であること
- (4) 申請日時点で、所有権以外の権利が設定されていないこと
- (5) 公共事業等の補償の対象となっていないこと
- (6) 改修工事の内容について、同一年度内に国又は地方公共団体から他の補助金、助成金等の交付を受けていないこと

## 3 空き家の耐震基準

原則として、昭和56年6月1日以降に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたものであること

ただし、昭和56年5月31日以前に上記の確認を受けて建築されたものにあつては、次のいずれかの条件を満たすこと

(1) 過去に以下の耐震改修工事を実施していること

ア 木造住宅の場合

耐震診断による構造耐震指標が1.0未満の住宅について、耐震性の判断基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事

イ 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の場合

耐震診断による構造耐震指標が0.6未満及び保有水平耐力に係る指標が1.0未満の住宅について、耐震性の判断基準に係る上部構造耐力の評価を0.6以上及び保有水平耐力に係る指標を1.0とする工事

(2) 耐震診断の結果、構造耐震指標が1.0以上であること

(3) 実績報告の日までに耐震改修工事を行うものであること

#### 4 補助の対象となる工事

補助の対象となる空き家を住居として活用するために改修工事を行うもので、次のいずれにも該当するもの

(1) 改修工事費が20万円以上であること

(2) 原則として市内に事業所を有する事業者が施工する改修工事であること

(3) 補助金の交付決定の通知を受けた後に開始する工事であること

(4) 併用住宅を改修する場合は、居住の用に供さない部分についても、自己の居住の用に供するために改修すること

【補助の対象となる改修工事の内容は次のとおりです。】

|                                  |                                           |
|----------------------------------|-------------------------------------------|
| 風呂、トイレ、台所等水回り改修工事                | 給湯設備機器の設置又は交換                             |
| バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張等） | 照明（単なる電球又は蛍光管の交換を除く。）、コンセント、スイッチ等の取付け又は交換 |
| 壁紙の貼替え、床の張替え等の内装工事               | 屋根のふき替え、塗装等                               |
| 根太、大引等の床組補修工事                    | 外壁の張替え、塗装等                                |
| 畳の取替え、表替え等                       | 外壁、屋根、天井の断熱化工事                            |
| 窓、ガラス、サッシ等の取付け又は交換等              | 住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラス等の設置工事               |
| 室内建具等の交換                         | 耐震改修工事                                    |
| その他市長が認める工事                      |                                           |

## 5 補助額

### (1) 補助率及び補助限度額

補助額 補助対象工事費の3分の2（最大200万円）

※1,000円未満の端数を切り捨てた額

補助額内訳 （基本額）120万円

（加算額）最大80万円

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 加算額内訳 | ①子育て世帯（中学校修了前の子どもがいる世帯）の場合は、該当する子ども1人につき10万円を加算（上限30万円） |
|       | ②補助対象空き家に居住する人が2人以上の場合は、40万円を加算                         |
|       | ③市の空き家情報バンクに登録されている物件を購入した場合は、10万円を加算                   |

※補助金額は、改修工事費の2/3を超えないものとします。

### (2) 補助件数

5件（先着順）

## 6 手続き

### (1) 申請期間・場所

令和7年5月9日（金）～令和7年11月28日（金）

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで

建設部住宅課（30番窓口）

### (2) 交付決定

申請受理後、書類等の内容について審査を行い、交付決定します。

## 7 提出書類の期限

### (1) 移住者支援空き家改修補助金交付申請書

令和7年11月28日（金）

※提出書類がすべて添付されていないと受付になりません。

### (2) 移住者支援空き家改修補助事業完了実績報告書

工事完了日から30日以内（又は令和8年2月27日（金）の

いずれか早い日）

※予算額に達した場合は期限前に終了する可能性があります。

## 提出書類

### 8 補助金の交付申請

- (1) 移住者支援空き家改修補助金交付申請書（様式第1号）  
（記入例を参照してください。）
- (2) 付近見取図（対象となる空き家が分かるように地図を複写又は、作図してください。）
- (3) 現況写真（改修箇所が確認できるもの）  
（対象となる空き家全体及び改修箇所が分かるように撮影して、A4の紙等に貼ってください。  
撮影日を記載又は表示してください。）
- (4) 平面図（延床面積及び住宅部分の床面積が確認できるもの）  
（業者等に作図してもらったものでも可）
- (5) 市内事業者からの改修工事の見積書の写し（改修工事費の内訳の明細が  
確認できるもの）（見積書の宛名は申請者の氏名を表記してください。工事内容及び各工事  
の価格を表記してください。見積書に値引きを表示しないでください。）
- (6) 改修場所が確認できる図面の写し  
（改修工事の内容が分かるように作成してください。業者等に作図してもらったものでも可）
- (7) 建物の全部事項証明書（未登記の場合は、現年度の固定資産税納税通知  
書の写し又は評価証明書）（各地方方法務局で取得してください。）
- (8) 耐震性が確認できる書類の写し（実績報告の日までに耐震改修工事を行  
う場合は不要）（耐震基準適合証明書等）
- (9) 補助対象空き家に居住する者全員の記載された住民票
- (10) 補助対象空き家に居住する者全員に市区町村税等の滞納がないことの証  
明書（転入前の住所地における完納証明書等）  
（未成年者がいる場合は、未成年者の保険証の写し等）
- (11) 補助事業に係る誓約書（様式第2号）（記入例を参照してください。）
- (12) 空き家であることの確約書（様式第3号）（記入例を参照してください。）
- (13) 申請者以外に空き家の所有者がいる場合、又は申請者が空き家の所有者  
でない場合は、該当者全員の改修に係る同意書（様式第4号）  
（記入例を参照してください。）
- (14) 建築士が改修工事の設計を行う場合は、空き家改修工事業者一覧（様式  
第5号）及び改修工事に係る設計者及び工事監理者が建築士法（昭和2  
5年法律第202号）第2条に規定する建築士の資格を有することを証  
する書類の写し
- (15) 委任を受けた代理人が手続きをする場合は、補助金の交付を受けようと  
する者の委任状及び申請者と代理人の身分証明書の写し（身分証明書は顔写真  
付きのもの。委任状は市ホームページにて参考形式を掲載しております。）
- (16) その他市長が必要と認める書類

## 注意事項

### 【交付申請前の事前相談】

移住者支援空き家改修補助金について、ご不明な点がある方は、交付申請前に建設部住宅課空家対策係（TEL0270-27-2797）へご相談ください。

#### 《市街化調整区域について》

市街化調整区域内では、原則として建築物の建築や用途の変更などが厳しく制限されており、例外的に許可を受けて建築された建築物の中には、特定の人のみが使用、居住することができる建築物が多くあります。

補助の対象となる空き家が市街化調整区域に所在している場合、許可を受けていない人が使用、居住すると都市計画法違反となる可能性があります。建築物の使用等の許可を受けていないと補助金を交付することはできない場合がありますので、どのような場合に適法になるか確認したい人は、建築指導課へ相談してください。

### 【建物の登記について】

補助の対象となる空き家が未登記の場合は、改修工事の実績報告までに登記の手続きをする必要があります。補助金の交付申請時に空き家が未登記の場合、又は所有権移転登記が済んでいない場合は、実績報告時に建物の全部事項証明書を提出してください。

### 【補助金の返還に関する注意事項】

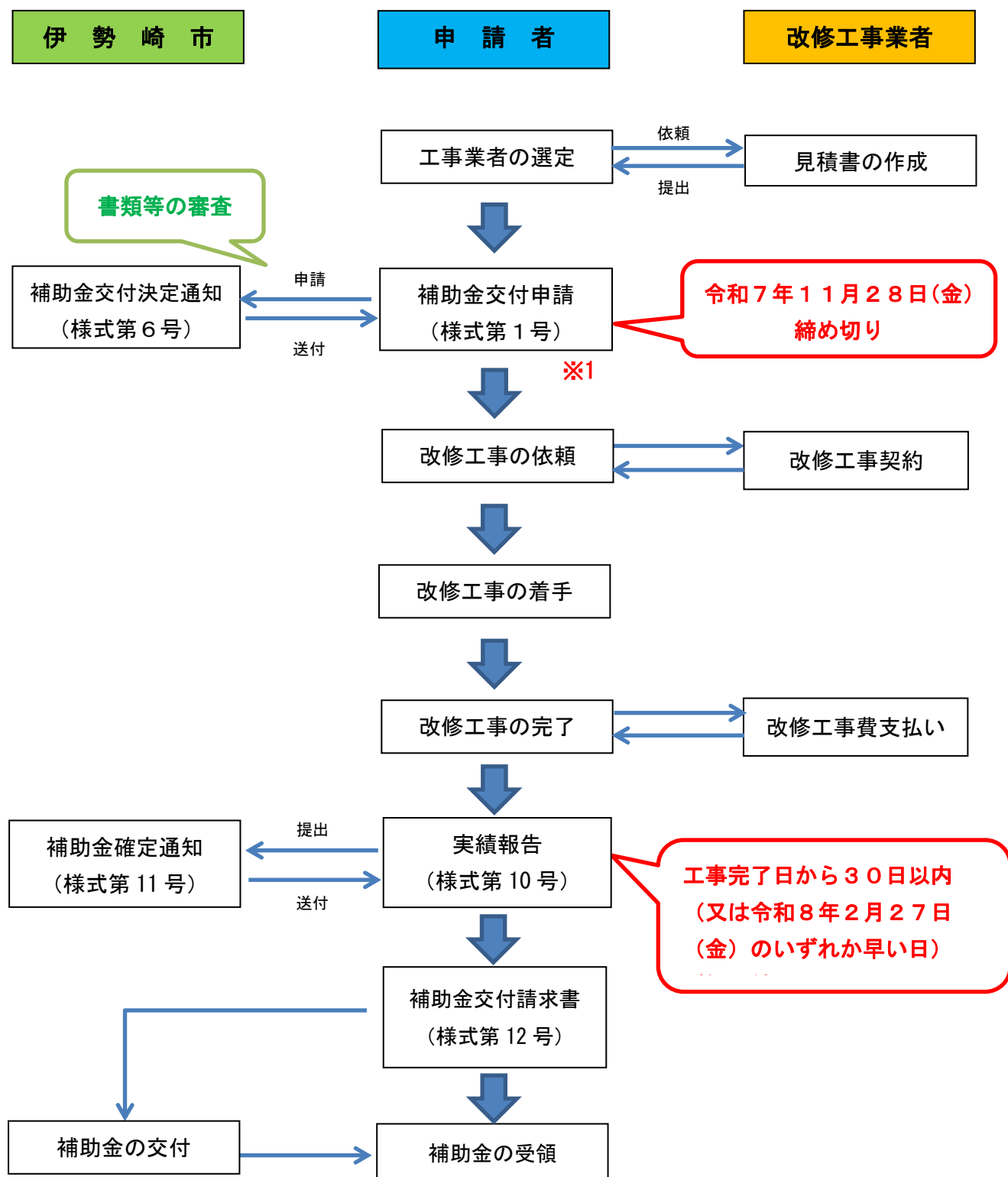
災害、病気等のやむを得ない事情によることなく、次のいずれかに該当したときは、補助額の全額又は一部の返還が生じますので、十分検討の上、申請してください。

- (1) 移住者支援空き家改修補助金交付要綱に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は確定を受けたとき
- (4) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるとき

#### ●補助対象空き家から転居した場合の返還額

| 実績報告の日から転居までの期間 | 1年未満       | 1年以上<br>2年未満  | 2年以上<br>3年未満  | 3年以上<br>4年未満  | 4年以上<br>5年未満  | 5年以上<br>6年未満  | 6年以上<br>7年未満  | 7年以上<br>8年未満  | 8年以上<br>9年未満  | 9年以上<br>10年未満 |
|-----------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 返還額             | 交付額の<br>全額 | 交付額の<br>10分の9 | 交付額の<br>10分の8 | 交付額の<br>10分の7 | 交付額の<br>10分の6 | 交付額の<br>10分の5 | 交付額の<br>10分の4 | 交付額の<br>10分の3 | 交付額の<br>10分の2 | 交付額の<br>10分の1 |

# 移住者支援空き家改修補助金交付要綱の手続きフロー図



※1 空き家が市街化調整区域に所在する場合は、申請前に建築指導課へ相談してください。



（申請日は記入しないでください。） 年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇  
氏 名 〇〇 〇〇  
電話番号 〇〇〇〇-（〇〇）-〇〇〇〇

移住者支援空き家改修補助金交付申請書

移住者支援空き家改修補助金の交付を受けたいので、伊勢崎市補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、移住者支援空き家改修補助金の交付申請及び財産処分制限期間中、市の住民基本台帳への登録状況、申請に係る住宅の固定資産情報及び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

|                          |                                        |                                                                                                |                                                                                                                         |
|--------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空き家の<br>所在地等             | 所在地                                    | 伊勢崎市 〇〇町〇〇〇（建物の全部事項証明書に記載のものを記入）                                                               |                                                                                                                         |
|                          | 建築年月日                                  | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日（建物の全部事項証明書等を参考に記入）                                                                 |                                                                                                                         |
|                          | 種 類<br><small>（該当する□に☑してください。）</small> | <input type="checkbox"/> 住宅                                                                    | <input checked="" type="checkbox"/> 併用住宅（延床面積 〇〇 m <sup>2</sup> うち、住宅部分 〇〇 m <sup>2</sup> ）<br>事業廃業年月日（ 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日） |
| 空き家になった時期                |                                        | 令和〇〇年〇〇月〇〇日（申請年度4月1日の1年以上前であること）                                                               |                                                                                                                         |
| 空き家の<br>所有者              | 住 所                                    | 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇（建物の全部事項証明書に記載のものを記入）                                                               |                                                                                                                         |
|                          | 氏 名                                    | 〇〇 〇〇（建物の登記事項証明書に記載のものを記入）<br>（申請者との関係〇〇）（申請者から見た続柄を記入 例：父、空き家所有者等）                            |                                                                                                                         |
| 空き家に<br>住 む 人<br>（ 予 定 ） | 住 所                                    | 伊勢崎市 〇〇町〇〇〇（住民票に記載のものを記入）                                                                      |                                                                                                                         |
|                          | 氏 名                                    | 〇〇 〇〇 外〇〇名（住民票に記載のものを記入）<br>※世帯員が複数いる場合は、外〇〇名と記入                                               |                                                                                                                         |
| 改修工事<br>業 者              | 所在地                                    | 伊勢崎市 〇〇町〇〇〇 ※この欄は元請業者を記載                                                                       |                                                                                                                         |
|                          | 名 称                                    | 〇〇会社 〇〇〇〇 市外業者の場合は別紙で市内下請業者を記載                                                                 |                                                                                                                         |
|                          | 電話番号                                   | 〇〇〇〇-（〇〇）-〇〇〇〇 その他の場合は理由も記載                                                                    |                                                                                                                         |
| 改 修 工 事 予 定 期 間          |                                        | 〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで                                                                        |                                                                                                                         |
| 第3条第1号の確認                |                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第6条第1項の規定による確認を受けた建物です。                               |                                                                                                                         |
| 第3条第4号の確認                |                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 改修工事を行う空き家は、公共事業等の補償の対象になっていません。                           |                                                                                                                         |
| 第3条第5号の確認                |                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 改修工事を行う空き家は、同一年度内に国又は地方公共団体から他の補助金等の<br>(該当する□に☑を付けてください。) |                                                                                                                         |
| 第4条第5号の確認                |                                        | <input checked="" type="checkbox"/> 伊勢崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等ではありません。         |                                                                                                                         |
| 市<br>記<br>入<br>欄         | 改修工事予定金額                               | 円（補助対象工事費 円）                                                                                   |                                                                                                                         |
|                          | 補助金加算額                                 | <input type="checkbox"/> 子育て世帯該当（加算額 円）                                                        |                                                                                                                         |
|                          |                                        | <input type="checkbox"/> 2人以上世帯該当（加算額 円）                                                       |                                                                                                                         |
|                          |                                        | <input type="checkbox"/> 空き家情報バンク登録空き家該当（加算額 円）                                                |                                                                                                                         |
| 補助金交付申請額                 |                                        | 円（1,000円未満は切捨て）                                                                                |                                                                                                                         |



(申請日は記入しないでください。) 年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

申請者 住 所 ○○県○○市○○町○○  
氏 名 ○○ ○○ 印

## 補助事業に係る誓約書

私は、移住者支援空き家改修補助金の申請をするに当たり、改修工事完了後は、当該空き家を10年以上適切に管理し、かつ、実績報告後は、当該空き家に定住することを誓約します。

なお、実績報告後、10年以内に当該空き家から転居した場合は、伊勢崎市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、返還義務等が発生することに同意します。

☒ 申請者が空き家の所有者ではない場合

私は、移住者支援空き家改修補助金交付要綱第14条の規定により、実績報告書を提出する日までに、申請した空き家の所有権移転登記を完了することを誓約します。

所有権移転登記を完了することができなかった場合は、市長が補助金の交付決定を取り消すことに同意します

(該当する場合は☒を付けてください。)☒ 移住元において世帯員の一部が申請者と別世帯である場合

私は、伊勢崎市移住者支援空き家改修補助金交付要綱第14条の規定により、実績報告書を提出する日までに、補助対象空き家に住む予定の者全員が申請者と同一の世帯員として居住を開始することを誓約します。

同一の世帯員として居住を開始することができなかった場合は、市長が補助金の交付決定を取り消すことに同意します。

※該当する項目にチェックを付けてください。

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

申請者 住 所 ○○県○○市○○町○○  
氏 名 ○○ ○○ 印  
電話番号 ○○○○- (○○) -○○○○

空き家であることの確約書

私は、移住者支援空き家改修補助金の申請をするに当たり、次の空き家が1年以上居住の用に供していないことを確約いたします。

- 1 空き家所在地  
伊勢崎市 ○○町○○○（建物の登記事項証明書に記載のものを記入）
- 2 空き家の前所有者等  
○○ ○○（空き家の前所有者又は最終居住者等の氏名を記入） 申請者との関係（○○○○）

例：空き家の前所有者、売主等

| 3 空き家となった経緯 |                      |
|-------------|----------------------|
| 年 月         | 経 緯                  |
| ○○年○○月      | 最終居住者が転居したため空き家となった。 |

年 月 日

（宛先）伊勢崎市長

同意者 住 所 □□県□□市□□町□□  
氏 名 □□ □□ 印  
電話番号 □□□□-（□□）-□□□□

改修に係る同意書

私は、次の地番の空き家について移住者支援空き家改修補助金の申請をするに当たり、申請者が当該空き家を改修することに同意し、空き家の改修について問題が発生した場合は、申請者と解決します。

また、移住者支援空き家改修補助金の交付申請に当たり、空き家の所有者等の住民基本台帳、固定資産台帳及び市税等の納付状況を照会することについて同意します。

1 空き家所在地  
伊勢崎市 ○○町○○○（建物の全部事項証明書に記載のものを記入）

2 申請者

|         |                |
|---------|----------------|
| 住 所     | ○○県○○市○○町○○    |
| 氏 名     | ○○ ○○          |
| 電 話 番 号 | ○○○○-（○○）-○○○○ |

3 申請者との関係

- (1) 空き家の所有者  
(2) 空き家の共有者  
(3) 空き家の土地所有者

（該当するものに○を付けてください。）

# 移住者支援空き家改修補助事業 Q & A

## 1. 対象となる空き家について

Q 1 どのような家屋が補助の対象となりますか？

A 1 市内に存するもので、居住その他の使用がなされていない状態がおおむね1年以上経過している空き家で、個人が所有する一戸建ての専用住宅及び併用住宅又は長屋が対象となります。おおむね1年は2ヵ月前後としています。（10ヵ月空き家も対象）

Q 2 併用住宅を改修した場合、店舗等の営業をすることは可能ですか？

A 2 営業できません。空き家になる前の利用形態が店舗併用住宅（居住部分が建物全体の半分以上）の空き家の申請も可能ですが、改修後に店舗であった部分も居住のために使用することが条件となります。

Q 3 家屋に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は補助の対象となりますか？

A 3 対象となりません。申請時において、抵当権等が設定されていない空き家が対象となります。（申請後、空き家の購入時に抵当権が設定される場合は、補助の対象となります。）

Q 4 市街化調整区域に所在する空き家は補助金の対象となりますか？

A 4 市街化調整区域に所在する空き家について、使用、居住等が許可されていないと補助金を交付することができない場合があります。ご不明な点がある場合は、申請前に建築指導課へ相談してください

## 2. 申請者について

Q 1 所有者が死亡し、相続手続きが終わっていない空き家の改修も補助の対象となりますか？また、不動産業者から空き家（1年以上居住者のいない中古住宅）を購入する場合は補助の対象となりますか？

A 1 次の条件を満たす場合は対象となります。

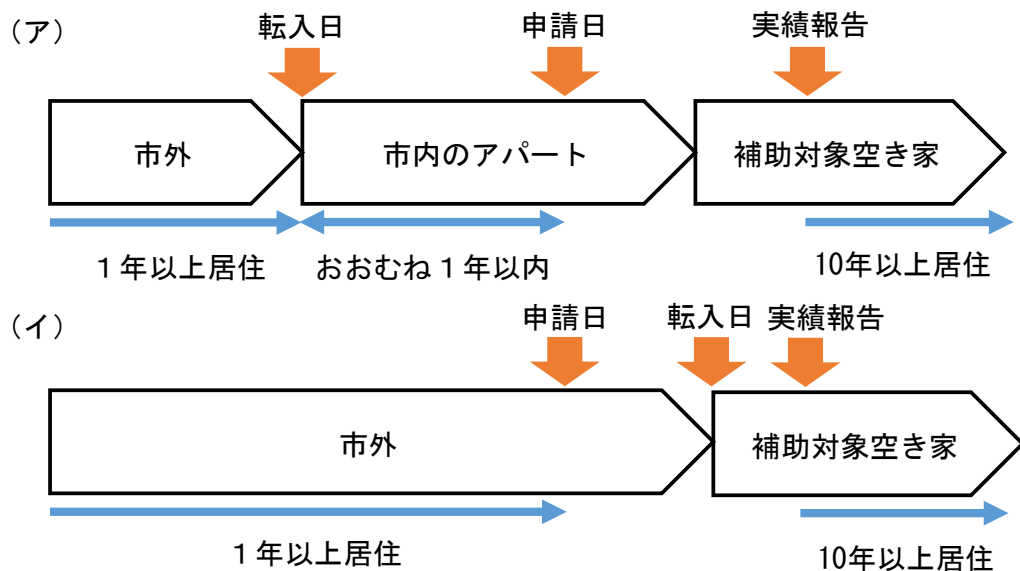
- ① 所有者又は法定相続人全員から改修に係る同意を得ること。（補助金交付申請時に所有権を持つ全員分の同意書が必要です）
- ② 工事完了後30日以内又は令和8年2月末日までのいずれか早い日までに当該空き家の所有権移転登記を完了すること。（実績報告時に登記完了後の建物の全部事項証明書が必要です）

Q 2 所有者が遠方に居住する場合や高齢の場合等で手続きが困難な場合、所有者から委任を受けた者が補助金を申請できますか？

A 2 可能です。代理人が手続きをする場合は、補助金交付申請時に委任状を添付してください。

Q 3 伊勢崎市内に居住していますが、改修した空き家に転居する場合は補助金を申請できますか？

A 3 本市に転入する前に1年以上市外に居住していた人で、申請日前のおおむね1年以内に市内のアパート等に転入した人であれば申請できます。市内の戸建て住宅に居住している場合、申請日時点でおおむね1年以上市内のアパートに居住している場合は補助の対象外となります。おおむね1年は2ヵ月前後としています。（市内アパートに1年2ヵ月居住も対象）



Q 4 補助対象空き家に居住する人全員が転入者である必要はありますか？例えば、転入者（男性）が空き家を購入・改修し、市内居住者（女性）と同一世帯を形成する場合は対象となりますか？

A 4 申請者が転入者であれば、他の居住者が市内居住者であっても対象となります。ただし、市内居住者がもともと住んでいた住居が空き家になる場合は、対象外となります。

### 3. 対象となる改修工事について

Q 1 すでに改修工事が終わっている又は改修工事着手中の空き家は、補

助の対象となりますか？

A 1 対象となりません。工事に着手する前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q 2 補助の対象とならない工事はどのようなものがありますか？

A 2 補助対象外の工事は次のとおりです。

- ①新築の工事
- ②別棟の車庫、物置及び倉庫等の工事
- ③店舗、工場、事務所等の工事
- ④門、塀、舗装、擁壁等の工事
- ⑤造園、植樹、剪定等の植栽に係る工事
- ⑥解体工事（補助対象工事に伴う部分の解体を除く）
- ⑦太陽光発電設備又は太陽熱利用温水器の工事
- ⑧テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の電化製品又は家具の設置
- ⑨電話、インターネット回線等の工事のみ
- ⑩防犯ライト等の警備機器の設置
- ⑪雨水タンク設備の設置
- ⑫下水道、合併処理浄化槽工事（浴室、トイレ、キッチン等の改修に伴う工事は対象）
- ⑬防虫・消毒処理等（シロアリ駆除、消臭・抗菌処理、除湿など）
- ⑭ハウスクリーニング、排水管の清掃等
- ⑮その他市長が補助対象工事として認めない工事

Q 3 Q 2 の回答以外で補助対象とならない費用はありますか？

A 3 以下の費用は対象となりません。

- ・空き家及び土地の取得にかかる費用
- ・設計費、調査費、各種申請手数料、その他の諸経費等
- ・残置物処分費
- ・物置、カーポート等の附属の建築物の改修及び設置費用
- ・他の補助事業に係る工事費用等

#### 4. 改修工事業者について

Q 1 改修工事業者は、市が指定する業者でなくて良いですか？

A 1 市の指定はありません。

Q 2 工事業者が市外事業者でも補助の対象になりますか？

A 2 元請けが市外事業者の場合でも、下請けが市内事業者である場合や、

やむを得ない事情がある場合は、補助の対象となる可能性があります。

詳しくは事前に住宅課へご相談ください。

**Q 3** どの業者に頼んだら良いか分かりません。業者を紹介してもらえますか？

**A 3** 市は、特定の業者をご紹介することはできませんが、市と協定を締結している伊勢崎土木建築業協同組合にて業者の紹介について相談することができます。

【伊勢崎土木建築業協同組合 電話：0270-25-1793】

## 5. 補助金の額について

**Q 1** 補助金の上限はいくらですか？

**A 1** 空き家の改修に要した費用の2／3が対象となり、条件を満たした方に対する加算額を含めると、上限は200万円となります。補助対象額に千円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額が補助金額となります。

## 6. 申請について

**Q 1** どこで申請書を入手することができますか？

**A 1** 市役所本館3階の住宅課及び市役所・各支所の市民情報コーナーで入手できます。また、市のホームページからもダウンロードできます。



**Q 2** 郵送でも申請書を受け付けますか？

**A 2** 改修工事内容のヒアリングを行いますので、原則として窓口に持参していただくこととしております。なお、申請者から委任を受けた方が手続きの代行をすることはできます。

**Q 3** 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか？

**A 3** 速やかに市の担当者へ相談してください。その後の手続きとして、工事内容の変更申請をしていただくことになります。

**Q 4** いつまでに改修工事を終わらせなければならないのですか？

**A 4** 実績報告書の提出期限が、工事完了日から30日以内（又は、令和



8年2月27日（金）のいずれか早い日）までに提出することとなっているので、それに間に合うように工事を完了させてください。

**Q 5 耐震性が確認できる書類にはどのようなものがありますか？**

**A 5 耐震性が確認できる書類として、次のものがあります。**

証明書類の例

耐震基準適合証明書

(参考見本)

別表

耐震基準適合証明書

|           |                                             |
|-----------|---------------------------------------------|
| 証明申請者     | 住所                                          |
| 氏名        |                                             |
| 家屋番号及び所在地 |                                             |
| 家屋調査日     | 年 月 日                                       |
| 適合する耐震基準  | 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定<br>2 地震に対する安全性に係る基準 |

上記の家屋が概観特別措置法施行令

(イ) 第23条第5項  
(ロ) 第24条の2第3項第1号  
(ハ) 第25条第2項  
(ニ) 第10条の4の2第3項  
(ホ) 第40条の5第2項

}

に定める地震に対する安全性に係る基準に適合することを証明します。

|          |       |
|----------|-------|
| 証明 年 月 日 | 年 月 日 |
|----------|-------|

1. 証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

|                      |                              |   |
|----------------------|------------------------------|---|
| 証明を行った建築士            | 氏名                           | 印 |
| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 |                              |   |
| 登録番号                 | 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合) |   |

証明を行った建築士の所属する建築士事務所

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 名称                            | 住所 |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 |    |
| 登録年月日及び登録番号                   |    |

2. 証明者が指定確認検査機関の場合

|                        |                      |      |                              |
|------------------------|----------------------|------|------------------------------|
| 証明を行った指定確認検査機関         | 名称                   | 住所   | 印                            |
| 指定年月日及び指定番号            |                      |      |                              |
| 調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 | 氏名                   |      |                              |
| 建築士                    | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 登録番号 | 登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合) |
| 建築基準適合判定資格者の場合         |                      | 登録番号 | 登録を受けた地方整備局等名                |

※様式は国土交通省のホームページに掲載されています。

完了検査の検査済証（建設当時のもの）

（昭和56年6月1日以降に確認を受けた場合）

建築確認台帳記載事項証明

※建築工事完了時に市の完了検査を受けている場合のみ(昭和56年6月1日以降に確認を受けた場合)

発行機関

建築士事務所に属する建築士  
指定確認検査機関  
登録住宅性能評価機関  
住宅瑕疵担保責任保険法人

（伊勢崎市）建築指導課

## 7. その他

**Q 1 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？**

**A 1 工事費が適正であるか確認をするため、なるべく複数の業者から見積もりを取ることをお勧めします。**

**Q 2** 補助金は工事前に頂けるのですか？

**A 2** 工事前には交付しません。

工事完了後に実績報告書を提出していただき、補助金額が確定した後に申請者名義の口座に振り込みます。

**Q 3** 他の補助金との併用はできますか？

**A 3** 改修工事の内容について、同一年度内に国又は地方自治体から補助金、助成金等の交付を受けていないことが条件となります。

同一空き家について別の工事を行う場合は、他の補助金を使用することが可能です。

**例：木造耐震改修補助事業（建築指導課）**